

お茶の時間

中国の国歌

替え歌で拘留

編集委員長

中国の新華網などの報道によると、

10月1日、人民代表大会常務委員会は、「国歌法」を制定させた。国歌に関しては2014年末にも中国共産党中央

弁公庁などが「国歌の演奏・歌唱マナーに関する実施意見」を配布していたが、立法には至らなかった。ただ、

全国政治協商会議の委員からは「国歌は国の第一の声であり標識。法的な保護を受けるべき」との声が出ていた。

記事によれば、「国歌法」の制定の意義については、「国歌のより正確な運用に利するもので、法的な手段で厳粛

さやマナーを欠いた使用による国歌の尊厳を損なう行為を抑制し、国歌があるべき尊重と愛護を受けられる」と説明している。また、最も重要な点として「愛国教育」を挙げ、「人々が国家

の歴史に注目し、義勇軍や九・一八（柳条湖事件）を忘れず、さらに国歌の中に中国の精神と民族の感情を凝縮させるもの」としている。

中国の国歌は、1930年代の抗日映画の主題歌であった「義勇軍行進曲」であり、「立て、奴隷となることを望

まぬ者たちよ」の呼びかけで始まる歌詞で、2004年に正式に国歌として憲法に規定された。

今回の国歌法の主要な点は、

① 悪意のある替え歌は15日以下の拘留、

② 小中学校で国歌の歴史や精神を学ぶことを義務化、

③ 商業広告や個人の葬儀などでの使用を禁止、

④ 「1国2制度」の香港、マカオにも適用されること、である。

今回の国歌法の制定について、中国国内では「国歌を歌い間違えたら違法になるのでは？」との懸念が出ている

が、政府は「同法は公式の場において国歌に敬意を払うことを定めるもの

で、個人が歌えないからといって違法になるものではない」としている。

しかし、「愛国心が足りない」とか、「国歌の指導が不足している」と指摘

されて、企業主や学校の先生に指導が行きそうでもある。

一方で、「国歌が冠婚葬祭やパーティー、商業施設のオープン、さらには低俗なイベントなどでも乱用されて

いる」と指摘しており、国歌を携帯電話の着メロに設定したり、勝手に歌詞

を替えたり、公衆の面前で故意に国歌を侮辱したりすること、また故意では

なくても一部の職場や機関において、

紙に書いて張り出したり、放送したりした国歌に誤りがある場合などは、法的責任を追及される可能性がある。

香港では過去に香港代表チームが出

場したサッカーの国際試合で、中国国歌にブーイングが起きたこともあつ

て、国歌の扱いがたびたび問題になっていた。全人代総務委員会は、「国歌

は国家主権にかかわる事項」として、国内法が適用できるよう手続きを進め

る方針だ。「国歌法」の制定は、愛国心の高揚を図るとともに、香港の民主

派などの動きを抑え込み専制的な習体

制を構築する狙いがありそうだ。

なお、記事では中国以外の国についても紹介しており、「ロシア、カナダ、

マレーシアなどの国では国歌法を制定

しており、日本、シンガポール、ミャンマー、フィリピンなどは国旗などと

ともに国家の象徴としてまとめて法律を定めている」と伝えた。

因みに、日本の国歌に関する法律は、1999（平成11年）8月13日に公布・即日施行された「国旗及び国歌に

関する法律（国旗国歌法）」である。

●第1条 国旗は、日章旗とする。
●第2条 国歌は、君が代とする。
●附則 施行期日の指定、商船規則の廃止、商船規則による旧形式の日章旗の経過措置。

参考・日本の国旗国歌法制定の経緯

日本の国旗国歌法制定の背景は、1996年（平成8年）頃から、公立学

校の教育現場において、当時の文部省

の指導で、日章旗（日の丸）の掲揚と同時に、君が代の斉唱が事実上、義務

づけられるようになった。しかし、反対派は「日本国憲法第19条が定める思想・良心の自由に反する」と主張して、

社会問題となった。

埼玉県立所沢高等学校では、卒業式・入学式での日章旗と君が代の扱いを巡る問題が生じ、議論を呼んだ。

1999年（平成11年）には、広島県立世羅高等学校で卒業式前日に、君

が代斉唱や日章旗掲揚に反対する公務員である教職員と、文部省の通達との

板挟みになっていた校長が自殺した。

これらをきっかけとして法制化が進み、本法が成立した。

当時の文部省教育助成局長であった矢野重典氏は、1999年（平成11年）

8月2日の参議院国旗・国歌特別委員会で、公立学校での日章旗掲揚や君が

代斉唱の指導について「教職員が国旗・国歌の指導に矛盾を感じ、思想・

良心の自由を理由に指導を拒否することまでは保障されていない。公務員の

身分を持つ以上、適切に執行する必要がある」と表明している。